

あ ま 市 民 病 院

指 定 管 理 者 募 集 要 項

平 成 2 9 年 7 月

あ ま 市

目 次

1	指定管理者公募の目的	1
2	公の施設の概要	1
	(1) 施設名称・建物概要等	
	(2) 病院概要	
3	指定期間	2
4	指定管理者が行う管理の基準	2
	(1) 病院運営の基本	
	(2) 診療受付時間・休診日	
	(3) 許認可の取得	
	(4) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い	
	(5) 管理に関する情報の公開	
	(6) 守秘義務	
	(7) 会計に関する事項	
5	指定管理者が行う業務の範囲	3
	(1) 指定管理者が行う業務の内容	
	(2) 費用等に関する事項	
6	自主事業について	6
7	物品・貯蔵品・患者債権債務の引き渡し	6
	(1) 物品等の移設	
	(2) 患者債権・債務の譲渡	
8	職員の処遇（別途協議します。）	6
	(1) 再就職を希望する職員の受入れ	
	(2) 研修等	
	(3) その他	
9	リスク分担	7
	(1) 医療事故等への対応	
	(2) その他のリスク分担	
10	安全管理対策等について	8
11	事業実施状況の把握と評価・監査等	8
	(1) 事業実施状況の把握と評価	
	(2) 市監査委員等による監査	
12	応募資格	8
13	応募者の制限	9
14	申請の手続	9
	(1) 募集要項及び参考資料の配布期間	
	(2) 申請書類の受付	
	(3) 質問事項の受付及び回答	
	(4) 現地見学について	

15	指定管理者の審査及び選定.....	12
	(1) スケジュール	
	(2) 選定手続	
	(3) 選定基準	
	(4) 指定管理者の指定	
	(5) 協定の締結	
16	業務開始後に管理の継続が困難になった場合における措置.....	13
	(1) 市への報告	
	(2) 指定の取消し	
	(3) 市に対する損害賠償	
17	指定期間満了時の引継ぎ・施設の原状回復.....	14
	(1) 指定期間満了時の引継ぎ	
	(2) 原状回復義務	
18	その他.....	14
	(1) 業務開始前に管理の実施が困難になった場合における措置	
	(2) 指定管理者が管理を開始するまでの引継ぎ	
	(3) 業務の再委託	
19	参考資料.....	15
20	募集要項に関する問合せ先.....	15

1 指定管理者公募の目的

あま市民病院は、「医の心を持って地域の人々の健康と福祉を護ります」を基本理念に、市民の健康保持に必要な医療を提供するために設置された病院です。

地域から求められる医療機能を充足させるため、二次救急医療の充実や近隣基幹病院との連携強化を図るとともに、平成28年9月に地域包括ケア病棟を開設するなど、地域医療を支える取組みを行ってきました。

この度、民間の経営ノウハウや技術を活用して、住民サービスの向上や経費の縮減等を図り、もって地域の方々の健康と福祉の一層の増進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及びあま市病院事業の設置等に関する条例（平成22年あま市条例第158号）第12条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

なお、指定管理者の選定は、あま市の設置する公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成22年あま市条例第69号）第2条本文に基づき、公募によって実施します。

2 公の施設の概要

(1) 施設名称・建物概要等

ア 名称 あま市民病院（以下「市民病院」という。）

〔 なお、指定管理の実施時においては、市立病院として市民に分かりやすく、かつ、指定管理者の責任と信用も併せて表現できる名称について協議の上決定します。 〕

イ 所在地 あま市甚目寺畦田1番地

ウ 敷地面積 15,912.36 平方メートル

エ 地区区分 市街化調整区域

オ 建築面積 4,963.46 平方メートル

カ 延床面積 19,927.34 平方メートル

キ 構造 鉄筋コンクリート造（免震構造）

ク 階数 地下1階、地上4階、塔屋1階

1階	内科、整形外科、脳神経外科、救急センター、中央処置室・採血室、MRI室、CT室、一般撮影室、内視鏡センター、患者支援センター、健診センター、医事事務室、患者給食調理室 等
2階	眼科、婦人科、外科、耳鼻咽喉科、小児科、通院治療センター、生理・検体検査センター、薬局、院長室、医局、事務局、講堂 等
3階	スタッフステーション（北）、4床室（8室）、個室（12室）、HCU（1室）、スタッフステーション（南）、4床室（8室）、個室（10室）、特別個室（1室）、HCU（2室）、リハビリテーション室、食堂 等
4階	スタッフステーション（北）、4床室（8室）、個室（12室）、HCU（1室）、スタッフステーション（南）、4床室（8室）、個室（10室）、特別個室（1室）、HCU（2室）、手術室（3室）、血管撮影室、食堂 等

ケ 駐車台数 320台（うち地下駐車場112台）

コ 竣工 平成27年9月

サ	外来診療開始	平成 27 年 11 月
(2)	病院概要	
ア	病床数	180 床
イ	診療科目	内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、麻酔科、放射線科、リハビリテーション科
ウ	病院機能	救急告示病院、臨床研修協力病院
エ	看護体制	入院基本料 10 : 1
オ	勤務体制	2 交替制
カ	主な医療機器	C T スキャナー (128 列・平成 27 年度)、MRI 診断装置 (1.5 テスラ・平成 22 年度)、乳房 X 線一般撮影装置 (平成 27 年度)、X 線 TV 撮影装置 (平成 27 年度)、X 線血管撮影装置 (平成 27 年度) など

3 指定期間

指定の期間は平成 31 年 4 月 1 日から平成 51 年 3 月 31 日までの 20 年間で予定しています。

指定管理の開始の日から診療を開始していただきます。

なお、指定期間中に、指定管理者が指定の取消しを求めるときは、3 年以上の猶予をもって申し出、あま市（以下「市」という。）と協議するものとします。

4 指定管理者が行う管理の基準

(1) 病院運営の基本

常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければなりません。

また、管理運営業務を行うに当たっては、医療法その他関係法令のほか、次の条例をはじめ関係する市の条例・規則を順守していただきます。

(ア) あま市病院事業の設置等に関する条例 (平成 22 年あま市条例第 158 号)

(イ) あま市個人情報保護条例 (平成 22 年あま市条例第 8 号)

(2) 診療受付時間・休診日

従来の診療日等は次のとおりです。

なお、指定管理者公募の目的に資する変更については、提案に基づき協議の上決定します。

ア 外来患者の診療の受付時間

午前 8 時 30 分から午前 11 時 30 分まで

〔ただし、「院長が特に必要があると認める場合は、これを変更することができる」こととしており、特に支障がない限り午後の診療も受け付けています。〕

イ 外来患者の診療の休診日

(ア) 日曜日及び土曜日

(イ) 国民の祝日に関する法律第 3 条に規定する休日

(ウ) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(エ) 市長が特に必要があると認めた日 (定例的なものではありません。)

(3) 許認可の取得

指定管理者は、市民病院の管理運営の実施に際して必要な官公署の免許、許可、認可等を受けてください。

(4) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

指定管理者は、あま市個人情報保護条例第6条第2項で準用する同条第1項の規定を順守するとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱ってください。また、同条例第48条及び第49条の罰則規定については、指定管理者に対しても適用されますので、留意してください。

(5) 管理に関する情報の公開

指定管理者は、あま市情報公開条例（平成22年あま市条例第7号）の趣旨にのっとり、市民病院の管理に関して保有する情報について、公開に関する規程を整備する等、情報公開に対応してください。

(6) 守秘義務

指定管理者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、利用目的以外の目的のために使用してはならないこととします。指定期間が終了した後、または指定の取り消しを受けた後も同様とします。

(7) 会計に関する事項

ア 会計・経理の原則

指定管理者は、市民病院の管理運営に関して自身の団体等と独立した会計帳簿類及び経理規程を設けるとともに、収入及び支出については、団体自身の口座とは別の口座で管理するものとします。

イ 帳簿の記帳

指定管理者は、市民病院の管理運営に係る収入及び支出の状況について、適切に帳簿に記帳するとともに、当該収入及び支出に係る帳簿及び証拠書類については、翌年度の4月1日から起算して帳簿については10年間、証拠書類については5年間保存するものとします。また、これらの書類について、市が閲覧を求めた場合は、これに応じるものとします。

5 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 指定管理者が行う業務の内容

ア 診療等に関する業務

市民病院が提供する入院診療、外来診療等の医療及び医療関連行為並びに関係業務（診察、相談、検査、処置、手術、調剤、投薬、看護、診断、給食、霊安、受付、会計等全ての業務）

(ア) 基本的な医療機能

- a 日常的に必要な医療を提供すること
- b 急性期医療、地域包括ケア医療を提供すること

(イ) 診療科

次の現行標榜診療科の維持を基本として診療体制の充実を図ること

内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、麻酔科、放射線科、リハビリテーション科

(ウ) 入院患者の引継ぎ

在院している入院患者及び通院している外来患者を引き継ぐこと

イ 政策的医療の実施

(ア) 二次救急医療

(イ) 小児医療

(ウ) リハビリテーション医療

(エ) 保健衛生事業

(オ) 災害時医療

上記以外にも新たな政策的医療の実施を市が求める場合は、指定管理者は、実施に向けた協議に応じるものとします。

ウ 地域医療連携

(ア) 名古屋第一赤十字病院との連携の継続、海部医療圏の地域医療機関との連携を基本に、役割分担を踏まえた良質で特色ある医療を実施すること

(イ) 将来疾病需要の変化と地域医療計画の方向性及び地域医療ニーズを総合的に考慮し、地域医療機関等との在宅医療ネットワークの構築に協力すること

エ 市の財産である市民病院の土地、建物、設備及び附属施設（主なものは別添「あま市民病院の運営状況」中、2(2)「施設概要」を参照、以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務

オ 病院の利用に係る料金の収受に関する業務

カ 手数料の徴収に関する業務

キ 市及び近隣自治体を実施するがん検診、健康診査等の検診業務の受託

ク 市が実施する病児・病後児保育業務への協力

ケ その他市長が必要と認める業務

〔 市民への情報提供機能、地域医療の質向上のための取組、市民の健康危機への対応等。詳細については提案に基づき別途協議します。 〕

(2) 費用等に関する事項

ア 指定管理業務に係る経費等

(ア) 市民病院の運営に係る経費【医師・医療技術員・看護師・事務局等の人件費（法定福利費、退職給与引当金を含む。）、薬品費、消耗品費等】、施設等の維持管理経費（光熱水費、清掃費、保守点検費等）及びその他運営諸経費は、指定管理者に負担していただきます。

(イ) 施設等の維持管理に当たっては、法令等に定める有資格者を配置してもらいます。

また、利用者等の安全の確保及び施設の長寿命化を図るため、法定点検を含む定期的な点検をしていただきます。

(ウ) 既に長期継続契約を締結している委託業務及び賃貸借業務については、当該期間が満了するまで継続していただきます。

イ 利用料金制

利用料金制を導入しますので、地方自治法第244条の2第8項及びあま市病院事業の設置等に関する条例第14条の規定に基づき診療報酬等の利用料金は指定管理者の収入となります。

なお、指定管理業務により生じる事業利益・損失は指定管理者の責任によるものとします。したがって、市は利益の還元を求めませんが、損失の補填を行わないこととします。

ウ 施設等の無償貸与

市は、施設等を指定管理者に無償貸与します。ただし、目的外使用（売店、自動販売機等）に係る場所代については、市に支払うものとします。

エ 施設等の取得

(ア) 施設等の取得のうちその費用が1千万円以上のものは、協議の上、市が承認した場合に、市の負担で行います。

(イ) (ア)以外の施設等の取得は、指定管理者の負担で行います。

オ 施設等の改良、改修及び保守・修繕

(ア) 施設等の改良工事（施設の原形を変更し、機能向上を伴う工事等をいう。）は、協議の上、市が承認した場合に、市の負担で行います。

(イ) 施設等の改修工事(施設の機能維持のために必要な工事等をいう。)は、事前に市の承諾を得て、指定管理者が行います。

(ウ) 施設等の保守・修繕は、指定管理者が行います。

カ 指定管理者が市に支払う費用(指定管理者負担金)

指定管理者は、市に対し次の費用を支払うものとします。

また、支払・精算方法等については、別途協議して定めます。

なお、市が発行した企業債の償還は、指定管理者負担金を財源の一部として、市が行います。

(ア) 指定管理の開始の日以前に取得した資産(リース資産を含む)については、企業債元利償還金の2分の1(企業債及び一般会計負担金をもって充てることのできなかつた資産については、減価償却費相当額)を指定管理者負担金として市に支払うものとします。

(参考) 年平均 約170百万円 平成35年最大値 約270百万円

(イ) 指定管理の開始の日以降の資産等の取得又は施設等の改良工事について、市の負担で行った場合には、企業債元利償還金(企業債をもって充てることのできない経費については、取得価格又は工事価格等)の2分の1を指定管理者負担金として市に支払うものとします。

(ウ) 市民病院の運営に係る市の職員の年間事務経費相当額については、別途協議して定めた額を、市に支払うものとします。

他の自治体病院の指定管理者制度では、指定管理者負担金として上記(ア)・(イ)の他に次のようなものがあります。

- ・ 病院事業の用に供する土地の年間借地料相当額
- ・ 病院運営に係る市の職員の年間事業経費相当額

公立病院は、税金による運営を前提としている他の公共施設とは異なり、政策的医療交付金、建設改良費交付金等基準が定められているものを除き、病院事業の運営に要する費用は診療報酬など病院事業によって得られる利益で賄うこととされています。

このため、指定管理者制度導入後も継続して発生する市病院事業会計に関する予算編成やその他の経理事務、医療機器の購入等に係る事務等の病院事業の運営についての市の事務にかかる経費(主に従事する職員の人件費)については、指定管理者と協議の上、年間事務経費相当額を負担いただくこととしています。

(エ) 市が加入する市民病院に係る年間保険料相当額を市に支払うものとします。

キ 市が指定管理者に支払う費用

市は、指定管理者に対し次の費用を支払います。

なお、支払・精算方法等については、別途協議して定めます。

(ア) 政策的医療交付金

救急医療・小児医療・リハビリテーション医療・保健衛生事業・災害時医療を政策的医療として位置付け、これらを実施するための費用として市の予算の範囲内で交付金を支払います。交付金の額は、普通交付税の算定に用いる病床1床当たり単価を基に算出した額を上限とし協議して定めます。将来、交付税の制度変更等があった場合は、変更後の内容を基礎とし、指定管理者と協議します。

(参考) H28 普通交付税病床1床当たり単価 755千円×病床数

(イ) 国・県補助金相当額交付金

市が、指定管理業務を対象とした国及び愛知県からの補助金の交付を受けたときは、交付された補助金相当額を指定管理者に交付するものとします。

(ウ) 手数料徴収委託料

市は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により徴収委託事務契約を指定管理者と締結し、指定管理者は、証明書等交付に係る手数料を市に代って徴収し、市に納入することとします。証明書等交付に係る手数料については、診療報酬等と異なり、直接指定管理者の収入とはなりません。納入された手数料収入に相当する額を手数料徴収委託料として支払します。

なお、手数料の額はあま市病院事業の設置等に関する条例第6条第2項の規定によりますが、指定管理者の提案により協議することも可能です。

(エ) 経営基盤強化交付金

市は、指定管理者による円滑な病院運営の開始を補助し、指定管理者の経営基盤を強化するため、指定管理者負担金相当額の範囲内で、交付金を交付します。

なお、交付金の交付は、指定管理開始から3年を経過するまでの各事業年度に限るものとします。

6 自主事業について

指定管理者は、施設の効果的活用や利用者の利便性の向上を図るため、指定管理者の責任と費用負担による事業（自主事業）を行うことができます。ただし、以下の条件を踏まえることとし、事業計画に基づき市と協議の上実施するものとします。

- (1) 施設の設置目的に沿ったものであること。
- (2) 本業務の妨げにならない範囲及び公共性に配慮したものであること。
- (3) 施設利用者の利用の障害とならないものであること。

7 物品・貯蔵品・患者債権債務の引き渡し

(1) 物品等の移設

指定管理の開始の日以前まで市が市民病院において保有していた物品のうち、引き続き市民病院で使用する物品（以下「市の物品」という。）は、指定管理者が、管理をします。市の物品は、財産台帳を備えて、その現状を明らかにするとともに、保守、修繕は、指定管理者が行います。

貯蔵品（薬品・試薬品・診療材料）は、運営形態移行時において棚卸後に精算し、その取得に要した費用を指定管理者が市へ支払うものとします。

(2) 患者債権・債務の譲渡

患者債権（民法上の時効が未達のものに限る。）は、運営形態移行時において債権譲渡を行い、その債権額を指定管理者が市に支払い、移行後の入金等については指定管理者が行います。

運営形態移行時において、診療中の患者への債務（窓口預り金等）は譲渡を行い、その債務額を市が指定管理者に支払います。なお、返金等については、指定管理者が移行後の窓口で行います。

8 職員の処遇（別途協議します。）

(1) 再就職を希望する職員の受入れ

指定管理者は、市民病院の指定管理者制度導入に伴って、市民病院を退職し、再就職を希望する職員を優先的に採用するなど、職員の処遇に配慮してください。

(2) 研修等

医師、薬剤師、看護師、医療技術員等に対する、研修や自己研さんのための制度を整備することに配

慮してください。

(3) その他

あま市看護修学資金貸付条例（平成24年あま市条例第6号）による借受人を原則採用することとします。

9 リスク分担

(1) 医療事故等への対応

医療事故等に関する対応は、指定管理者が責任を持って行うものとします。

(2) その他のリスク分担

(1)及び別に本要項で定めるもの以外のリスク分担は、次表のとおりとします。

指定管理者は、医療事故等賠償責任保険を始め指定管理者の負担となるリスクに対して必要な保険契約を締結するなど、万全な体制を整えるものとします。

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理者
管理運営の実施に際して必要な官公署の免許、許可、認可等			○
施設の維持管理・運営			○
施設の法的管理	使用許可、許可の取消		○
	目的外使用許可	○	
施設内整備、備品の維持管理			○
周辺住民・利用者からの苦情・要望等対応			○
施設等の取得 施設等の改良、改修及び保守・修繕		5(2)エ・オ参照	
物価の変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	上記以外の税制変更		○
支払遅延	指定管理者の責めに帰すことのできない理由により、市からの経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	上記以外の場合		○
政治、行政上の理由による事業の変更	政治、行政上の理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めに帰すことのできない自然的又は人為な現象）に伴う施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	両者の協議	

利用者や第三者への賠償	指定管理者として注意義務を怠ったことにより損害（犯罪や事故等の発生）を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	両者の協議	
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合、又は指定管理者が指定期間途中において業務を廃止した場合における撤収費用		○

10 安全管理対策等について

災害等の発生により、安全管理上の問題が生じた場合には、速やかに市へ連絡するとともに、被害を最小限にとどめるよう早急に対応措置を講じていただきます。

また、市が施設の利用制限等を求めた場合には、これに協力するよう努めていただきます。

11 事業実施状況の把握と評価・監査等

(1) 事業実施状況の把握と評価

市は、施設が設置目的に沿って適切に管理されるよう、次のように事業実施状況の確認を行うことを予定しています。

なお、具体的な報告内容、実施方法等は、協議により別に定めます。

ア 年次事業報告

地方自治法第244条の2第7項及びあま市の設置する公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第7条の規定に基づき、毎年度終了後2か月以内に事業報告書（医療提供・施設管理・収支の状況、患者満足度調査結果、利用者からの苦情・意見の内容及び事故・災害報告等）を市に提出していただき、当該年度の事業の実施状況の確認を行います。

イ 事業の実施状況の調査

地方自治法第244条の2第10項の規定に基づき、必要な場合は事業の実施状況に関する報告を求め、実地により調査を行います。

ウ 中間評価

指定期間中、5年が経過するごとに、その翌年度に、当該5年間における管理運営状況、利用状況、収支状況等の実績について総合評価を行います。

(2) 市監査委員等による監査

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の管理を行っているものに係る出納その他の事務の執行について、市監査委員等による監査の実施が決定された場合には、当該監査に誠実に対応し、また、監査結果に指摘事項等があった場合には、速やかに改善の措置を講じていただきます。

12 応募資格

次のいずれかに該当する法人

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関（病院に限る。）の開設者（都道府県及び市町村を除く。）
- (2) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人のうち、医学部を設置しているもの

- (3) 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 68 条に規定する公立大学法人のうち、医学部を置く大学を設置しているもの
- (4) 私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人のうち、医学部を置く大学を設置しているもの
- (5) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人のうち、病院を開設しているもの
- (6) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）の規定による一般社団法人又は一般財団法人のうち、病院の運営を目的とするもの
- (7) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）の規定による公益社団法人又は公益財団法人
- (8) 医療法第 39 条第 2 項に規定する医療法人

13 応募者の制限

次に該当する法人は、応募者となることができません。

- (1) 指定管理者の指定を請負とみなした場合に、地方自治法第 92 条の 2、第 142 条（同条を準用する場合を含みます。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる場合の法人
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により本市における一般競争入札の参加を制限される法人
- (3) 応募書類受付期限の日（平成 29 年 9 月 20 日）において、あま市工事等請負業者指名停止取扱に関する要領（平成 22 年あま市訓令第 44 号）に基づく、指名停止を受けている法人
- (4) 市が行う調達契約等からの暴力団の排除に関する要綱（平成 22 年あま市訓令第 46 号）に基づく排除措置を受けている法人
- (5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算の申立てがなされた法人及び開始命令がされている法人（平成 17 年 6 月改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）に基づく会社整理若しくは特別清算の申立て又は通告がなされた法人及びその開始命令がされている法人を含む。）
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた法人及びその開始決定がされている法人
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた法人及びその開始決定がされている法人（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）
- (8) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始申立てがなされた法人及びその開始決定がされている法人（同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (9) 国税又は地方税を滞納している法人

14 申請の手続

- (1) 募集要項及び参考資料の配布期間

ア 配布期間

平成 29 年 7 月 18 日（火）から平成 29 年 8 月 4 日（金）まで（土・日を除く。）

イ 配布時間

午前8時30分から午後5時まで

ウ 配布場所

あま市民病院事務局 管理課 経営改革室

(2) 申請書類の受付

ア 受付期間

平成29年7月18日(火)から平成29年9月20日(水)まで (土・日・祝日を除く。)

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

ウ 提出書類

次に掲げる書類を提出してください。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(ア) 公の施設に係る指定管理者指定申請書(様式1)

(イ) あま市民病院の管理に係る事業計画書(様式2)

あま市民病院事業計画書(様式2-1)

(ウ) あま市民病院指定管理者指定申請に係る誓約書(様式3)

(エ) 法人概要(様式4)

(オ) 法人の定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類

(カ) 法人登記履歴事項証明書(申請日前3か月以内に取得したもの)

(キ) 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類

(ク) 申請書を提出する日の属する事業年度の直近3年間の事業報告書、収支決算書若しくは損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類

(ケ) 役員等の名簿(氏名、生年月日及び住所又は居所を記載したものをいう。)及び履歴を記載した書類

(コ) 直近3年分の法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税に関する確定申告書類の写し

(サ) 直近3年分の法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税に関する納税証明書(申請日前3か月以内に取得したもの、未納の税額がないことの証明書)

(シ) 直近3年分の労働保険概算・確定保険料申告書事業主控の写し

(ス) 直近3年分の確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表の写し

(セ) 直近3年分の健康保険・厚生年金被保険者報酬月額算定基礎届総括表の写し

エ 提出書類の取扱い

(ア) 応募に関して必要となる経費は応募者の負担とします。

また、提出書類については返却しません。

(イ) 申請書の提出をもって、本要項の記載事項を応募者が承諾したものとみなします。

(ウ) 受付期間経過後は、提出書類の内容変更及び書類の追加はできません。

(エ) 提出書類の著作権は、作成者(法人)に帰属します。ただし、市が本公募に関する報告、公表等のために必要な場合は、作成者の承諾を得ずにその内容を複製、改変等して無償で使用できるものとします。

また、本公募により決定した指定管理候補者の事業計画書等は、市と指定管理候補者の共通の書類として、その必要の範囲内において無償で使用できるものとします。

(オ) 提出書類については、個人に関する情報等非公開とすべき箇所を除き、あま市情報公開条例に基づき公開されることがあります。

(カ) 公募における使用言語は日本語とし、通貨は円、単位はメートル法とします。

オ 提出方法

持参又は郵送にて提出してください。

ただし、郵送の場合は書留郵便に限るものとし、受付期限の平成29年9月20日(水)午後5時必着とします。

カ 提出先

あま市民病院事務局 管理課 経営改革室

キ 提出部数

正本1部、副本9部を提出してください。なお、提出書類は、原則として日本工業規格A4版とし、ファイル等にとじて提出してください。また、様式2-1(その1)から(その7)までを含む。)及び様式4については、電子データも併せて提出してください。

(3) 質問事項の受付及び回答

本要項の内容等に関する質問がある場合には、「あま市民病院指定管理者募集に関する質問書」(様式5)により提出してください。口頭による質問は一切受け付けません。

ア 受付期限

平成29年8月25日(金)午後5時まで

イ 提出先

あま市民病院事務局 管理課 経営改革室

ウ 提出方法

電子メール(メール送信したことを電話にて御連絡ください。)

(電子メールのアドレス及びメール送信連絡用の電話番号は、「20募集要項に関する問合せ先」と同じです。)

エ 回答方法

電子メールにて質問者に回答します。なお、全ての質問に対する回答については、平成29年9月1日(金)までに随時、市民病院ホームページで公表します。

(4) 現地見学について

指定管理者指定の申請にあたり、希望する法人に対し、次の日程等により随時現地見学会を行います。見学会への参加は予約制としますので、希望する法人は、事前に連絡してください。

なお、見学人数は1法人あたり5名程度とします。

また、見学当日の診療状況により見学の場所を制限する場合があります。

ア 見学日時

平成29年8月7日(月)から平成29年8月18日(金)まで(土・日・祝日を除く。)

各日午後1時から午後4時まで

イ 開催概要

(ア) 概要説明

(イ) 施設見学

ウ 予約について

(ア) 予約先

「20募集要項に関する問合せ先」に同じ

(イ) 予約受付時間

平成29年7月24日(月)から平成29年8月4日(金)まで(土・日を除く。)

各日午前9時から午後5時まで

15 指定管理者の審査及び選定

(1) スケジュール

ア	あま市民病院指定管理者選定委員会による一次審査（書類審査）	平成29年10月6日（金）
イ	あま市民病院指定管理者選定委員会による二次審査（提案説明）	平成29年10月30日（月）
ウ	審査結果の通知（優先候補者決定）	平成29年11月下旬
エ	指定管理者の指定（あま市議会）	平成29年12月（予定）
オ	基本協定の締結	平成30年4月（予定）
カ	年度協定の締結	平成31年3月（予定）
キ	指定管理開始	平成31年4月（予定）

(2) 選定手続

ア 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者等の外部委員を含めたあま市民病院指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定基準に基づき、応募者から提出された事業計画書等及び提案説明により審査し、指定管理者に最もふさわしい法人（指定管理者候補者）を選定します。

なお、選定委員会の審査及び提案説明は、全て非公開で行います。

また、指定管理者に指定された場合には、当該指定管理者は、本提案説明の内容を順守する義務が生じるものとします。

イ 提案説明の方法

- 応募者による提案説明を行い、選定委員会が提案説明に対して質問します。
- 提案説明及び質疑は、それぞれ20分以内とします。
- 提案説明の日時・場所については、各応募者に通知します。
- 提案説明には応募責任者も出席するものとします。

(イ) 提案説明に関して必要となる経費は応募者の負担とします。また、提案説明に必要な機材がある場合は、応募者において準備してください。

イ 選定結果の通知及び公表

選定結果は、応募者に通知するとともに市民病院ホームページ上において、次の内容について公表します。

- 応募者数
- 審査結果
- 選定された法人の法人名、評価等

(3) 選定基準

あま市の設置する公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条に掲げる選定の基準に照らし、次の評価項目について総合的に審査を行います。

評価項目	審査の観点	配点
1 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針	市の病院事業における基本的な政策や計画、あるいは市民病院の設置目的や位置付け等を十分に理解した上で、それら適合した病院運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。	5
2 病院運営の実績や経験等	・他の病院での運営等で安定的な実績を有しているか。 ・病院運営に関する専門的知識や資格、経験を十分に有し、熱意や意欲を持っているか。	10

3 施設の設置目的の達成に向けた取り組み	次の項目について、具体的かつ適切な計画になっているか。 ・ 現行の診療機能の維持や充実のための方策 ・ 外来診療体制 ・ 入院診療体制 ・ 政策的医療の実施 ・ 看護に係る組織体制の確立や教育機会の提供等 ・ 地域医療機関との連携や地域医療の質の向上	30
4 収支計画等	・ 病院運営（指定管理業務）に係る収支計画の内容が合理的かつ実現可能か。 ・ 経費節減につながる提案はあるか。 ・ 収入を増加するための実施可能な提案であるか	15
5 管理運営体制等	・ 医師、看護師その他の病院職員の確保、採用及び配置計画や各部門の組織・責任体制が、具体的かつ適切な計画になっているか。 ・ 長期間安定的な病院運営（指定管理業務）を行って行くだけの人的基盤を有しており、又は確保できる見込みがあるか。 ・ 再就職を希望する職員を有効に活用した計画となっているか。	30
6 施設及び設備の維持管理	・ 施設の現状を正しく認識し、適切な維持管理計画のための基本的な考え方があるか。 ・ 外来・入院患者向けのサービスや満足度の向上等につながる具体的かつ適切な計画になっているか。	5
7 安全対策、危機管理体制等	・ 安全管理、院内感染、医療事故発生時の適切な対応・対策が十分考えられているか。 ・ 防犯・防災対策や非常災害時の危機管理体制が十分に考えられているか。 ・ 個人情報保護するための対策が十分に考えられているか。	5

(4) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、市議会の議決を経て決定されます。選定した候補者を指定管理者に指定する旨の議案を議会に上程し、議決されれば市長が指定管理者候補者に対して指定の通知を行うとともに、その旨を告示します。

(5) 協定の締結

市議会の議決を経た後、市と指定管理者は、業務の内容及び管理の基準に関する細目的事項等について、応募の際に提出した事業計画書及び書類審査、提案説明の際の質疑応答などにおいて明確化した事項に基づいて協議の上、基本協定を締結します。なお、業務の実施に必要な経費など、指定期間中の会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに定める必要がある事項については、年度開始前に協議の上、年度協定を締結します。

16 業務開始後に管理の継続が困難になった場合における措置

(1) 市への報告

指定管理者は、業務開始後に、管理の継続が困難となった場合、又はそのおそれが生じた場合には、速やかに市に報告するものとします。

(2) 指定の取消し

指定管理者が、業務開始後に、次に掲げる事項のいずれかに該当した場合は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

ア 倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき。

イ 資金事情の悪化等により、業務の履行が確実でない認められるとき。

ウ その他指定管理者に指定しておくことが不可能となったとき又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき。

(3) 市に対する損害賠償

上記(2)より指定管理者の指定を取り消され、市に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、指定管理者は、市に対し賠償の責めを負うこととします。

17 指定期間満了時の引継ぎ・施設の原状回復

(1) 指定期間満了時の引継ぎ

ア 指定管理者は、その指定期間満了時で更新されない場合又は指定を取り消された場合において、次期指定管理者が円滑に支障なく業務を開始できるよう、市が必要と認める引継ぎの業務を実施していただきます。

イ 次期指定管理者の選定に当たり、市の求めに応じて現地説明、資料の提供等必要な協力をしていただきます。

ウ 引継ぎ等に要する経費のうち、現指定管理者に係るものは、原則として、現指定管理者の負担とします。

(2) 原状回復義務

指定管理者が、施設等の原型を変形した場合には、その指定期間満了時で更新されない場合において、指定管理者の費用負担により原状に回復していただきます。ただし、原状に回復する必要がないと市が判断する場合は、この限りではありません。

18 その他

(1) 業務開始前に管理の実施が困難になった場合における措置

ア 指定の辞退

指定管理者の候補者として選定された者又は指定管理者(以下「指定管理者等」という。)が、業務開始前に選定又は指定を辞退するときは、必ず市長に、「あま市民病院指定管理者等辞退届」(様式6)を提出してください。

イ 指定の取消し

指定管理者等が、指定管理者の業務開始前までの期間に、次に掲げる事項のいずれかに該当した場合は、指定管理者の候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消します。取消しとなった場合には、選定委員会において第2位と決定した応募者を指定管理者の候補者として選定します(第2位の応募者について、同様の事態が発生した場合は、第3位以降の応募者について順次同様に取扱いします。)

(ア) 倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき。

(イ) 資金事情の悪化等により、業務の履行が確実でない認められるとき。

(ウ) その他指定管理者に指定することが不可能となったとき又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき。

ウ 市に対する損害賠償

上記ア又はイより指定管理者等の決定又は指定を取り消され、市に指定管理者等の債務不履行による損害が生じた場合には、指定管理者等は、市に対し賠償の責めを負うこととします。

(2) 指定管理者が管理を開始するまでの引継ぎ

指定管理者とは、基本協定の締結後、平成31年4月の業務開始に向け、随時、協議や事務引き継ぎを行っていきます。その経費については指定管理者の負担とします。

なお、指定管理者は、医療の質の継続及び向上を図るため、平成30年度から医師の派遣に努めてください。

(3) 業務の再委託

指定管理者が行う業務を一括して第三者に委託し、請け負わせることはできません。ただし、一部の業務を市の承認を得たうえで専門の事業者へ委託することができます。

この場合、委託先の事業者は、業務の実施に際して必要な官公署の免許、許可、認可等を受けていなければなりません。

19 参考資料

- (1) あま市民病院の運営状況
- (2) あま市民病院現況図
- (3) あま市病院事業の設置等に関する条例
- (4) あま市病院事業の設置等に関する条例施行規則
- (5) あま市民病院改革プラン
- (6) あま市病院事業会計決算書（及び決算見込み）（平成26年度から平成28年度まで）
- (7) あま市の将来人口推計
- (8) あま市例規集 (http://www1.g-reiki.net/ama/reiki_menu.html)
- (9) あま市地域防災計画 (<http://www.city.ama.aichi.jp/safety/ousai/003005.html>)

20 募集要項に関する問合せ先

あま市民病院事務局 管理課 経営改革室

〒490 - 1111 あま市甚目寺畦田1番地

TEL (052) 444-0050

FAX (052) 444-0064

E-mail kaikaku@city-ama-hosp.jp